

雇児発1212第7号
社援発1212第8号
平成26年12月12日

都道府県知事
各指定都市市長殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」
の一部改正について

保育所は、その事業の特性上、安定的、継続的に行う必要があることから、保育所の設置に必要な土地及び建物いずれについても、保育所の設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいところであるが、一方、待機児童の解消等の喫緊の課題に対応する観点から、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合も、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知)において認められているところである。

今回、安定的、継続的な事業運営を前提としながら、引き続き、着実な保育所整備を行っていただくため、当該通知の一部を下記のとおり改正するので、貴職において適切に配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

改正後	現行
第1 要件緩和の内容	第1 要件緩和の内容

<p>1 既設法人が保育所を設置する場合</p> <p>既に第1種社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号、第3号又は第4号までに掲げるものに限る。）又は第2種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは<u>障害福祉サービス事業</u>（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行っている社会福祉法人（以下「既設法人」という。）が保育所を設置する場合には、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えうこと。</p> <p>2 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合（略）</p> <p>3 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②1,000万円（1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を<u>基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と都道府県（指定都市・中核市を含む。）が認めた額の合計額</u>の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。</p> <p>(5) <u>(4)②で認めた額</u>については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補</p>	<p>1 既設法人が保育所を設置する場合</p> <p>既に第1種社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）又は第2種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは<u>精神障害者社会復帰施設を経営する事業</u>を行っている社会福祉法人（以下「既設法人」という。）が保育所を設置する場合には、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>2 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合（略）</p> <p>3 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1,000万円（1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。</p> <p>(5) <u>(4)②で認めた額</u>については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の</p>
--	---

<p>助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を<u>目途とする</u>範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を<u>下回らない</u>範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。</p> <p>(6) (略)</p>
---	---